

**令和7年度  
防災安心まちづくり運動の手引き**

**令和7年5月  
中川消防署**

# 目 次

| 項 目  | ページ |
|--|-----|
| 第1 防災安心まちづくり運動とは                             | 1   |
| 第2 消防局が取り組む「防災安心まちづくり運動」に係る主な施策              | 2   |
| 第3 消防署、区役所等が主体で実施する普及啓発、訓練、講習等の一般的な年間スケジュール等 | 3   |
| 第4 資料編                                       | 4   |
| 資料1：地域（区内）における「防災安心まちづくり運動」推進・協力団体等          | 4   |
| 1 学区委員会（学区防災安心まちづくり委員会）                      | 4   |
| 2 区防災安心まちづくり部会                               | 4   |
| 3 区安心・安全で快適なまちづくり協議会                         | 4   |
| 4 援助・助成                                      | 5   |
| 資料2：各種活動                                     | 5   |
| 1 防火防災情報の提供                                  | 5   |
| 2 自助力向上の推進                                   | 5   |
| 3 自主防災活動の企画・実施                               | 6   |
| 4 地域と事業所との支援協力体制づくりの推進                       | 6   |
| 5 住宅防火対策の推進                                  | 6   |
| 6 高齢者等に対する防火安全活動                             | 7   |
| 7 放火されない環境づくりの推進                             | 7   |
| 8 放火防止モデル地区（令和7年度 区別「放火防止モデル地区数」一覧）          | 7   |
|  |     |
|  |     |
|  |     |
|  |     |

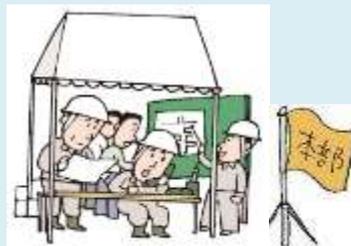
## 第1 防災安心まちづくり運動とは

- 地震や風水害などの大規模かつ広域的な災害が発生した場合に、災害の拡大を防ぎ、被害を軽減するためには、地域と行政が力を合わせて、自助・共助・公助の総力で災害に立ち向かわなければなりません。（公助だけでは十分に対応できません。）
- 特に、災害初期に重要となってくるのは、「自分の身は自分で守る」という自助、「自分達のまちは自分達で守る」という共助です。（阪神・淡路大震災では、救助された人の約8割が地域住民の手によるものだったといわれています。）
- 自助・共助は災害対応の根幹です。一人ひとりや家族の力、そしてご近所、組、町内会や学区などの地域コミュニティの中で助け合っていくことは、「我がまち」の防火・防災を実現していく上で、非常に大切です。
- 本市では、平常時において、地域ぐるみで主体的に防火・防災に関する様々な地域防災活動に取り組んでいただくことを、「防災安心まちづくり運動」と位置付けています。
- 我々行政は、一人でも多くの市民に必要な知識や技術を身に付けていただき、地域ぐるみの活動に繋げていただくために、地域ごとの特性・実情に応じた支援をさせていただきます。

### 防火



### 防災



## 第2 消防局が取り組む「防災安心まちづくり運動」に係る主な施策

|   | 区 分   | 内 容   |
|---|---|---|
| 1 | <b>防災</b><br>自助力向上の促進<br>(家庭の防災力の向上など)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具転倒防止ボランティア</li> <li>・地震火災対策</li> <li>・適切な避難行動(地震・風水害)<br/>など</li> </ul>             |
| 2 | <b>防災</b><br>個々の自主防災組織の活動支援<br>(働きかけ、地域ごとの活動支援) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会を基本単位として組織される「自主防災組織」ごとに、きめ細かな働きかけを実施</li> <li>・地域特性に応じた活動支援<br/>など</li> </ul> |
| 3 | <b>防火</b><br>住宅防火の推進                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用火災警報器の設置促進</li> <li>・住宅用火災警報器の維持管理方法の啓発</li> <li>・出火防止に関する啓発</li> </ul>            |
| 4 | <b>防火</b><br>放火されない環境づくりの推進<br>(特に連続放火火災発生時の対応) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放火防止モデル地区</li> <li>・地域特性に応じた放火防止活動</li> </ul>   |

※ 上記のほか、地域と事業所との支援協力体制づくり(地域防災協力事業所)など、様々な支援をしています。(詳細は、[第4：資料編](#)をご参照ください。)

※ 消防署・消防団は、区安心・安全で快適なまちづくり協議会、区防災安心まちづくり部会、学区防災安心まちづくり委員会などのほか、区役所、関係公所などが主体で支援する防災施策と連携を図りながら、地域の防火・防災に関する知識・技術の習得及び普及啓発を積極的に支援します。

### 第3 消防署、区役所等が主体で実施する普及啓発、訓練、講習等の一般的な年間スケジュール

「防災安心まちづくり運動」を進める上で、地域の皆さまには消防署、区役所等が主体で実施する防火・防災に関する普及啓発、訓練、講習等について、広報や住民参加の呼びかけなどのご協力をお願いすることがありますので、ご参考として、次のとおり、一般的な年間スケジュール、訓練・講習等を整理します。

#### 普及啓発を図る事項

| 実施事項                      | 重点時期         |
|---------------------------|--------------|
| ① 風水害に備えるための普及啓発          | 5月頃～10月頃まで   |
| ② 危険物に対する意識啓発             |              |
| ア 危険物安全週間                 | 6月8日～6月14日   |
| イ 暖房器具の取扱い                | 冬季           |
| ③ 各種災害に対する備えの充実強化         |              |
| ア 防災の日                    | 9月1日         |
| イ 防災週間                    | 8月30日～9月5日   |
| ④ 救急医療、救急業務及び応急手当に関する意識啓発 |              |
| ア 救急の日                    | 9月9日         |
| イ 救急医療週間                  | 9月3日～9月9日    |
| ⑤ 津波対策の啓発（津波防災の日）         | 11月5日        |
| ⑥ 適正な119番通報の啓発（119番の日）    | 11月9日        |
| ⑦ 火災予防意識の啓発（秋の火災予防運動）     | 11月9日～11月15日 |
| ⑧ ボランティア活動及び自主的な防災活動の推進   |              |
| ア 防災とボランティア週間             | 1月14日～1月20日  |
| イ 防災とボランティアの日             | 1月17日        |
| ⑨ 文化財愛護思想の啓発（文化財防火デー）     | 1月26日        |
| ⑩ 火災予防意識の啓発（春の火災予防運動）     | 3月1日～3月7日    |
| ⑪ 放火火災防止（放火されない環境づくり）の推進  | 放火火災「重点広報の日」 |

## 第4 資料編

### 資料1：地域（区内）における「防災安心まちづくり運動」推進・協力団体等

地域（区内）における防災安心まちづくり運動は、学区単位に設置された学区防災安心まちづくり委員会（以下「学区委員会」という。）を中心として、地域の各種団体等と連携を図りながら、地域ぐるみで推進します。

消防署・消防団は、区役所等と連携し、地域が取り組む活動を積極的に支援します。

#### 1 学区委員会

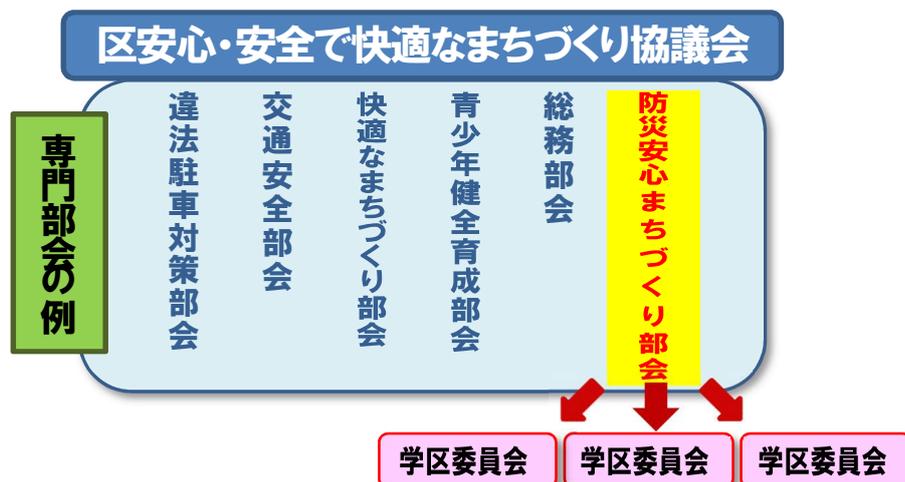
- ・ 区防災安心まちづくり部会の定める区の基本的な取り組み事項への協力
- ・ 地域の実情に応じた活動計画(以下「学区活動計画」という。)の策定及び活動の展開
- ・ 学区活動計画及び実施結果の区防災安心まちづくり部会への報告
- ・ 消防署長が設定する「放火防止モデル地区」における、消防署などからの情報提供に基づく地域特性に応じた放火防止活動の実施

#### 2 区防災安心まちづくり部会

- ・ 本市の定める防災安心まちづくり運動年間実施要領に基づく、区内の実情に応じた基本的な取り組み事項の選定
- ・ 区内における各年度ごとの放火防止モデル地区の選定及び活動結果の確認
- ・ 区内における各学区ごとの防火防災活動の連絡調整及び支援
- ・ 区安心・安全で快適なまちづくり協議会への活動結果等の報告及び他の部会との連絡調整

#### 3 区安心・安全で快適なまちづくり協議会

- ・ 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例に基づき、区内の身近な課題の解決に向けた取り組みを実施
- ・ 分野ごとの専門的な協議や活動方針を検討する専門部会の一つとして、「区防災安心まちづくり部会」を設置



## 4 援助・助成

名古屋市は、防災安心まちづくり運動を推進する地域の活動（放火防止モデル地区の活動を含む。）に対して援助・助成を実施します。名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金交付要綱に基づき、防災安心まちづくり運動のほか、補助対象となる活動に対し1団体当りの上限額（区まちづくり協議会：70万円、学区連絡協議会等：55万円（放火防止モデル地区：45,000円（別途））の範囲内で、申請団体へ補助金を交付します。（スポーツ市民局 地域安全推進課）

また、活動中の事故に対する傷害・賠償責任保険（名古屋市市民活動保険）の加入を併せて行い、活動中に発生した事故に対し、名古屋市市民活動保険要綱に定める保険金額が支払われます。（スポーツ市民局 地域振興課）

### 資料2：各種活動

学区委員会・区防災安心まちづくり部会等は、消防署・消防団や区役所、事業所などと連携を取りながら、地域の特性に応じて、地域ぐるみで主体的に防火・防災に関する活動を行います。

#### 1 防火・防災情報の提供

住民の防火・防災意識の高揚を図り、災害発生時における対応能力の向上を図るため、消防署が提供する地域の災害危険等に関する情報を活用して地域及び家庭における話し合いを推進します。

##### 【提供情報例】

- ア 火災発生状況、原因及び予防方法
- イ 防火・防災に関する基礎的な知識及び技術（新ハザードマップ公表に係る情報提供など）
- ウ 各種災害（南海トラフ巨大地震、台風、ゲリラ豪雨など）への備え及び対応要領
- エ 消火器の悪質な訪問販売の事例及び対応方法、不用消火器の廃棄方法等
- オ 救急事故の発生状況及び家庭内事故の防止方法、救急車の適正利用

#### 2 自助力向上の推進

個人、家庭又は事業所で行う「災害時に命を守るための防災対策」の普及啓発を推進します。

##### 【普及啓発例】

- ア 家具等の転倒・落下・飛散防止、家屋の耐震化
- イ 地震発生時の出火対策（火の始末、初期消火、ブレーカーの遮断、感震ブレーカー等）
- ウ 災害発生時の一人ひとりの行動要領、適切な避難行動
- エ 備蓄と非常持出品の準備
- オ 家族防災会議の実施（家族の集合場所、連絡手段等）
- カ 各種防災情報の入手方法、内容等（緊急速報メール、きずなネット防災情報等）

### 3 自主防災活動の企画・実施

幅広い世代に参加を呼びかけ、自主防災組織等の共助の仕組みや地域の災害リスクに関する情報を提供するとともに、町内会単位等で行う自主防災訓練や防災に関する話し合いなどを計画的・継続的に行い、自主防災体制の充実を図ります。

なお、訓練等の企画立案にあたっては、地域の防災事情を踏まえて訓練方法や課題を話し合い、安否確認や声かけなど、災害初期における被害状況の把握に重点を置いた訓練計画を基本としつつ、習熟度を見据えて発災から避難所に至るまでの一連の行動ができるよう訓練を促進します。

#### 【活動例】

- ア 安否確認訓練（住民同士の安否確認のルールづくり及び実践訓練など）
- イ 自主防災組織の現地本部運営訓練（場所の検討、人的・物的被害情報の集約など）
- ウ 初期消火訓練（消火器または消火バケツなどによる初期消火など）
- エ 救出救護訓練（心肺蘇生法や止血法、三角巾法などによる応急手当、応急担架搬送、ジャッキによる救出など）
- オ 避難誘導訓練（安全な経路の確認、車イスなどによる避難の介助）
- カ 防災計画・マップ等の作成（防災計画の作成、防災学習会、災害図上訓練（DIG）など）

### 4 地域と事業所との支援協力体制づくりの推進

大規模災害時における地域と事業所との支援協力体制づくりを推進し、地域防災体制の充実強化を図ります。

#### 【活動例】

- ア 支援協力に関する覚書の締結
- イ 地域と事業所との合同訓練、合同研修会

### 5 住宅防火対策の推進

住宅火災による被害を軽減するために、個人又は家庭で行う住宅火災対策の普及啓発を推進します。

特に住宅用火災警報器が必要な場所への完全設置の促進と、住宅用火災警報器の維持管理方法や経年劣化した住宅用火災警報器の交換の啓発を推進します。

また、出火防止に関する意識及び知識の向上のための啓発を推進します。

#### 【普及啓発例】

- ア 住宅用火災警報器の奏功事例
- イ 住宅用火災警報器の寝室や台所などへの完全設置及び維持管理方法
- ウ 住宅用火災警報器の悪質訪問販売の事例及び対応方法

- エ 住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の設置促進及び適正な処分方法
- オ 防災品の使用促進（寝具、衣類、カーテン、じゅうたん等）
- カ 出火防止に関する意識及び知識向上（タバコの始末、スプレー缶の取扱い、火気使用器具・設備の管理等）

## 6 高齢者等に対する防火防災安全活動

住宅火災等の災害による高齢者等の被害を軽減するための防火防災安全対策を推進します。

### 【活動例】

- ア 「5 住宅防火対策の推進」に準じた活動（特に、住宅用火災警報器の寝室や台所などへの完全設置、防災製品の使用促進など）
- イ 高齢者等の火災による死者発生防止に関する広報活動（高齢者等の死者が発生した火災事例の紹介など）
- ウ その他地域特性に応じた高齢者等への防火防災安全活動

## 7 放火されない環境づくりの推進

放火火災の実態について周知し、地域ぐるみで「放火されない環境づくり」を推進します。また、連続して放火火災が発生した場合は、消防署・消防団などが実施する活動に協力し、放火防止のための地域における警戒体制の強化を図ります。

### 【活動例】

- ア ポスター、チラシ等を活用した放火火災防止広報の実施
- イ 「一声かけ運動」及び屋外灯点灯の励行
- ウ 放火火災発生時の監視の強化（住居周辺の確認及び室内灯の点灯）
- エ 空家の把握及び消防署への情報提供
- オ 放火火災防止のための環境整備の促進（チェックリストの活用）
- カ 放火火災対策のための防災機器の普及啓発（センサー付ライト等）
- キ 連続放火火災の発生時における地域の対応策の推進（放火火災防止連絡会議の開催、巡回広報の実施、立看板等の掲出、緊急回覧の実施等）
- ク その他地域特性に応じた放火火災の防止活動

## 8 放火防止モデル地区

放火防止モデル地区に設定された学区委員会は、消防署などからの情報提供に基づき、地域特性に応じた放火防止活動を実施し、放火火災の防止・抑制に努めます。

令和7年度における中川区の放火防止モデル地区は、愛知、西中島、五反田、西前田及び赤星の5学区で実施します。

